

「《よこしん》 投信インターネットサービス利用規定」 新旧対照表

※「新」の変更箇所は赤字で表示。

新	旧
<p>4. (利用口座) お客様は、本サービスにより利用しようとするお客様名義の投信取引口座（特定口座、非課税口座を含む）を利用口座として、後述5. によりお届け下さい。（削除）</p> <p>7. (利用限度額) 本サービスの利用限度額は、お客様の指定預金口座の残高を上限とします。利用限度額を超えた取引依頼については、当金庫は取引を行う義務を負いません。 なお、総合口座を指定預金口座として設定いただいている場合でも、購入金額等の引落しの結果、お客様の引落指定口座が貸越になる場合は引落しを行わないため、当金庫は取引を行う義務を負いません。</p> <p>8. (削除)</p> <p>1.1. (本人確認の手段) (1) 取引の本人確認および依頼内容の確認 お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めるとおりとします。 ① 各種ID、各種パスワード等（以下「本人確認情報」といいます。）を、当金庫の指示に従い端末の画面上でお客様が入力します。本サービスの本人確認に使用する本人確認情報は、下記のとおりで組合せは取引内容によって異なる場合があります。</p> <p>1.2. (各種ID、各種パスワード等の管理) (1) 各種ID、各種パスワード等は、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。いかなる名目であっても当金庫の職員から、本サービスに係る各種IDおよび各種パスワード等を聴取等することはありません。また、国の制度または警察等による聴取等をするのも一切ありません。</p>	<p>4. (利用口座) お客様は、本サービスにより利用しようとするお客様名義の投信取引口座または特定口座を利用口座として、後述5. によりお届け下さい。特定口座をご利用の方は、全て「特定口座」でのお取扱いとなります。なお、特定口座の廃止を行った場合は、投信取引口座を利用口座としてお取扱い頂きます。</p> <p>7. (利用限度額) 本サービスの利用限度額は、お客様の指定預金口座の残高を上限とします。利用限度額を超えた取引依頼については、当金庫は取引を行う義務を負いません。 なお、総合口座を指定預金口座として設定いただいている場合でも、お客様の指定預金口座が貸越になる場合は引落しを行わないため、当金庫は取引を行う義務を負いません。</p> <p>8. (利用手数料等) (1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の基本手数料（以下「利用手数料」といいます。）および消費税（地方税を含み、以下同じ）をいただく場合があります。なお、詳細については、当金庫が別途定めるものとします。 (2) 前号の手料金は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）にかかわらず、通帳・払戻請求書またはキャッシュカードの提出を受けることなしに、お客様が投信取引口座開設時に当金庫所定の方法により届け出いただいている「指定預金口座」から、当金庫所定の日に自動的に引落とします。 (3) (1)の利用手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手料金をお支払いいただきます。 (4) 提供するサービスの変更に伴い、利用手数料の変更、および諸手数料を新設・変更する場合があります。</p> <p>1.2. (本人確認の手段) (1) 取引の本人確認および依頼内容の確認 お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めるとおりとします。 ① ログインIDおよび各種パスワード（以下「本人確認情報」といいます。）を、当金庫の指示に従い端末の画面上でお客様が入力します。本サービスの本人確認に使用する本人確認情報は、下記のとおりで組合せは取引内容によって異なる場合があります。</p> <p>1.3. (ログインIDおよび各種パスワード等の管理) (1) ログインIDおよび各種パスワード等は、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。いかなる名目であっても当金庫の職員から、本サービスのログインIDおよび各種パスワード等を聴取等することはありません。また警察や公共機関等による聴取等をするのも一切ありません。</p>

1 3. (利用可能なサービス)

本サービスでご利用いただけるサービスは、投資信託受益権等の買付注文、募集注文および解約注文、投資信託定時定額購入取引（本サービスでは、「積立投信」という。）のお申込、変更および**中止**、収益分配金の取扱方法（収益分配金の再投資または出金）の変更および投資信託の照会サービス（取引履歴照会、お預り資産残高照会、**非課税口座枠残高照会およびトータルリターン状況確認**）とします。なお、次に定めるお取扱いは本サービスではご利用いただけません。

1 4. (取扱商品)

本サービスでお取引いただける商品は、当金庫が別途定める商品（以下「取扱商品」といいます。）とします。取扱商品は、当金庫本支店窓口等での取扱商品と全部または一部が異なる場合があります。**(削除)**

1 5. (取引の依頼方法)

1 6. (投資信託取引の取引時間)

本サービスにおける投資信託取引の取引時間は、当金庫が別途定めるものとし、かかる取引時間は、横浜信用金庫投信取引約款、特定口座約款、非課税口座約款、自動けいぞく（**累積**）投資約款（追加型株式投資信託用）、投資信託自動積立（定時定額購入取引）取扱規定等に定めたものと異なる場合があります。

なお、当金庫所定の時刻以降に受付した取引の依頼については、当金庫の翌営業日の取扱いとなります。

1 7. (目論見書等の交付について)

1 8. (自動けいぞく（累積）投資について)

1 9. (購入単位)

2 0. (取引制限)

2 1. (金銭の払込)

2 2. (積立投信について)

2 3. (収益分配金の再投資)

2 4. (収益分配金の再投資停止)

2 5. (換金方法)

2 6. (投資信託取引についての取消等)

2 7. (投資信託取引内容の通知について)

2 8. (マル優枠の利用について)

所得税法に定める**障害者**等の少額預金の利子所得等の非課税（マル優）枠のあるお客様が、当該制度の対象商品をご購入の場合、利用可能枠の範囲内で当該制度を優先的に利用することとなります。また、換金される場合は、利用可能枠外の残高を優先して換金します。

2 9. (照会サービス)

お客様の指定するサービス利用口座について、残高照会、取引履歴照会等の口座情報を照会することができます。

なお、照会可能な明細は、**照会日の属する年の1日から遡って1年以内**にお取引のあった明細に限ります。

1 4. (利用可能なサービス)

本サービスでご利用いただけるサービスは、投資信託受益権等の買付注文、募集注文および解約注文、投資信託定時定額購入取引（本サービスでは、「積立投信」という。）のお申込、変更および**廃止**、収益分配金の取扱方法（収益分配金の再投資または出金）の変更および投資信託の照会サービス（取引履歴照会**および**お預り資産残高照会）とします。なお、次に定めるお取扱いは本サービスではご利用いただけません。

1 5. (取扱商品)

本サービスでお取引いただける商品は、当金庫が別途定める商品（以下「取扱商品」といいます。）とします。取扱商品は、当金庫本支店窓口等での取扱商品と全部または一部が異なる場合があります。**また、当金庫が別途定める書類の提出が必要となる商品もあります。**

1 6. (取引の依頼方法)

1 7. (投資信託取引の取引時間)

本サービスにおける投資信託取引の取引時間は、当金庫が別途定めるものとし、かかる取引時間は、横浜信用金庫投資信託取引約款、特定口座約款、非課税口座約款、自動けいぞく（**累積**）投資約款（追加型株式投資信託用）、投資信託自動積立（定時定額購入取引）取扱規定に定めたものと異なる場合があります。

なお、当金庫所定の時刻以降に受付した取引の依頼については、当金庫の翌営業日の取扱いとなります。

1 8. (目論見書等の交付について)

1 9. (自動けいぞく（累積）投資について)

2 0. (購入単位)

2 1. (取引制限)

2 2. (金銭の払込)

2 3. (積立投信について)

2 4. (収益分配金の再投資)

2 5. (収益分配金の再投資停止)

2 6. (換金方法)

2 7. (投資信託取引についての取消等)

2 8. (投資信託取引内容の通知について)

2 9. (マル優枠の利用について)

所得税法に定める**老人**等の少額預貯金等の利子所得等の非課税（マル優）枠のあるお客様が、当該制度の対象商品をご購入の場合、利用可能枠の範囲内で当該制度を優先的に利用することとなります。また、換金される場合は、利用可能枠外の残高を優先して換金します。

3 0. (照会サービス)

お客様の指定するサービス利用口座について、残高照会、取引履歴照会等の口座情報を照会することができます。

なお、照会可能な明細は、**当金庫所定の期間内**にお取引のあった明細に限ります。

<p>30. (取引の記録)</p> <p>31. (海外からのご利用)</p> <p>32. (免責事項)</p> <p>33. (通信経路における安全対策)</p> <p>34. (端末の障害)</p> <p>36. (削除)</p> <p>35. (お客様からの解約) 本サービスは、書面による通知によりいつでも解約することができます。なお、解約により生じた損害について当金庫は責任を負いません。 解約手続きは、当金庫所定の書面の提出など必要な手続きを行うものとします。なお、お客様が本サービスにおける利用口座の口座解約を行った場合、自動的に本サービスも解約されるものとします。</p> <p>36. (当金庫からの解約等) (4) (削除) (4) 当金庫がサービス継続上において支障があると判断したとき (6) (削除) (5) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当金庫が本サービスの提供を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき (6) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</p> <p>37. (規定等の準用) 本規定に定めのない事項については、横浜信用金庫投信取引約款、特定口座約款、非課税口座約款、自動けいぞく(累積)投資約款(追加型株式投資信託用)、投資信託自動積立(定時定額購入取引)取扱規定等および指定預金口座にかかる各種規定により取り扱います。</p> <p>38. (届出事項の変更等) 本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、横浜信用金庫投信取引約款または特定口座約款(削除)等に基づきお客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。 この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>39. (通知等の連絡先)</p> <p>40. (規定の変更) この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。 変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。 なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限</p>	<p>31. (取引の記録)</p> <p>32. (海外からのご利用)</p> <p>33. (免責事項)</p> <p>34. (通信経路における安全対策)</p> <p>35. (端末の障害)</p> <p>36. (都合解約) 本サービスは、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。なお、解約により生じた損害について当金庫は責任を負いません。なお、通知が、お客さまの届出の住所宛に差し出されたにもかかわらず、不着または延着となったときは、当該書面は発信後2日をもって到達したものとします。</p> <p>37. (お客さまによる解約) お客さまによる解約の場合は、当金庫所定の書面の提出など必要な手続きを行うものとします。なお、お客さまが本サービスにおける利用口座の口座解約を行った場合、自動的に本サービスも解約されるものとします。</p> <p>38. (当金庫からの解約等) (4) 2年以上にわたり本サービスの利用実績がないとき (5) 当金庫がサービス継続上において支障があると判断したとき (6) お客さまが下記42.に定めるこの規定の変更に同意しないとき (7) お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当金庫が本サービスの提供を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき (8) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</p> <p>39. (規定等の準用) 本規定に定めのない事項については、横浜信用金庫投資信託取引約款、特定口座約款、非課税口座約款、自動けいぞく(累投)投資約款(追加型株式投資信託用)、投資信託自動積立(定時定額購入取引)取扱規定および指定預金口座にかかる各種規定により取り扱います。</p> <p>40. (届出事項の変更等) 本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、横浜信用金庫投信取引約款または特定口座約款、非課税口座約款等に基づきお客さまは直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。 この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>41. (通知等の連絡先)</p> <p>42. (規定の変更等) 当金庫は、本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく当金庫ホームページまたは店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。 変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。 なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は</p>
---	--

<p>するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p> <p>4 1. (準拠法・管轄)</p> <p>4 2. (譲渡・質入・貸与の禁止)</p> <p>4 3. (サービスの終了)</p> <p style="text-align: right;">以 上 2 0 2 0 年 4 月 改 訂</p>	<p><u>一切、責任を負いません。</u></p> <p><u>4 3.</u> (準拠法・管轄)</p> <p><u>4 4.</u> (譲渡・質入・貸与の禁止)</p> <p><u>4 5.</u> (サービスの終了)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>制定 平成 2 6 年 6 月 2 3 日</u></p>
---	---